

【議題（２）書面化に係る荷主等への要請について】

書面化に係る荷主等への要請について

1. 要請の状況及び今後の日程

(1) 3月27日

- ・第7回トラック輸送適正取引推進パートナーシップ会議時に荷主等に対して要請。

(2) 5月28日・29日

- ・国土交通省及び経済産業省から、(一社)日本経済団体連合会、日本商工会議所に対する要請。

(3) 6月～

- ・地方運輸局及び地方経済産業局からも地方経済団体等への要請行動を実施中。

(4) 適時に、広く以下の関係団体に対して、要請文書を発出。

- ・(一社)日本経済団体連合会、日本商工会議所等経済団体
- ・荷主に関連する業界団体
- ・利用運送事業者に関連する業界団体
- ・元請事業者（貨物自動車利用運送）に関連する業界団体

(5) その他

- ・トラック事業者、荷主等への啓蒙・普及のためのセミナー等（今夏以降）においても書面化への協力の必要性を重ねて説明。

2. 要請内容のポイント

荷主・元請事業者・利用運送事業者に以下を励行いただきたい。

1. 十分な意思疎通
2. 運送状の提供
3. 安全運行支援

(参考資料)

- ・トラック事業における書面化の推進について
- ・(書面化の推進に係る) Q & A
- ・トラック事業における荷主との間のと安全運行パートナーシップ及び荷主勧告制度について

書面化の推進について

国土交通省においては、トラック事業における適正取引の推進及び安全運行の確保に向け荷主と協働の下、運行条件に係る重要事項について書面化を推進します。

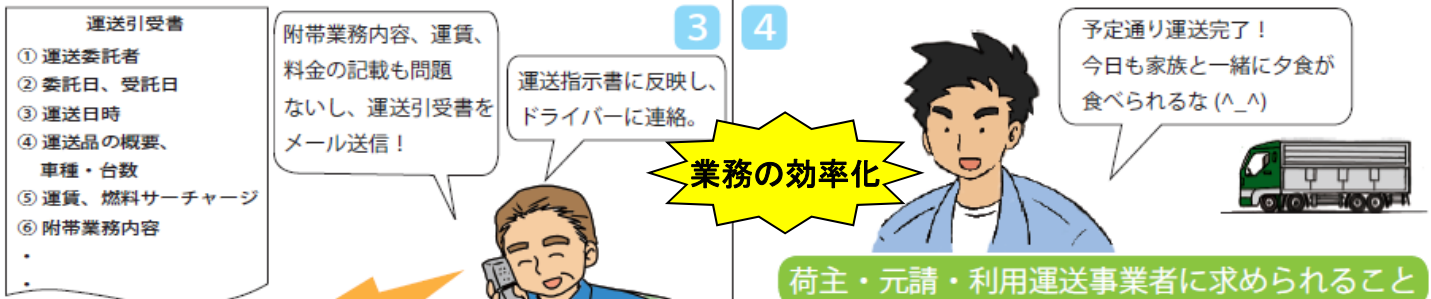
(省令、ガイドライン等を準備中)

これからのトラック事業者のルール

- ・ 運送業務、附帯業務、運賃、料金等についての**重要事項を示す書面(運送引受書)**を、**運送行為前に**、運送申込者にメールやFAXで送付してください。
- ・ 運送申込者に交付した書面は**1年間保存**してください。

安全と適正取引のために！！

～これから～



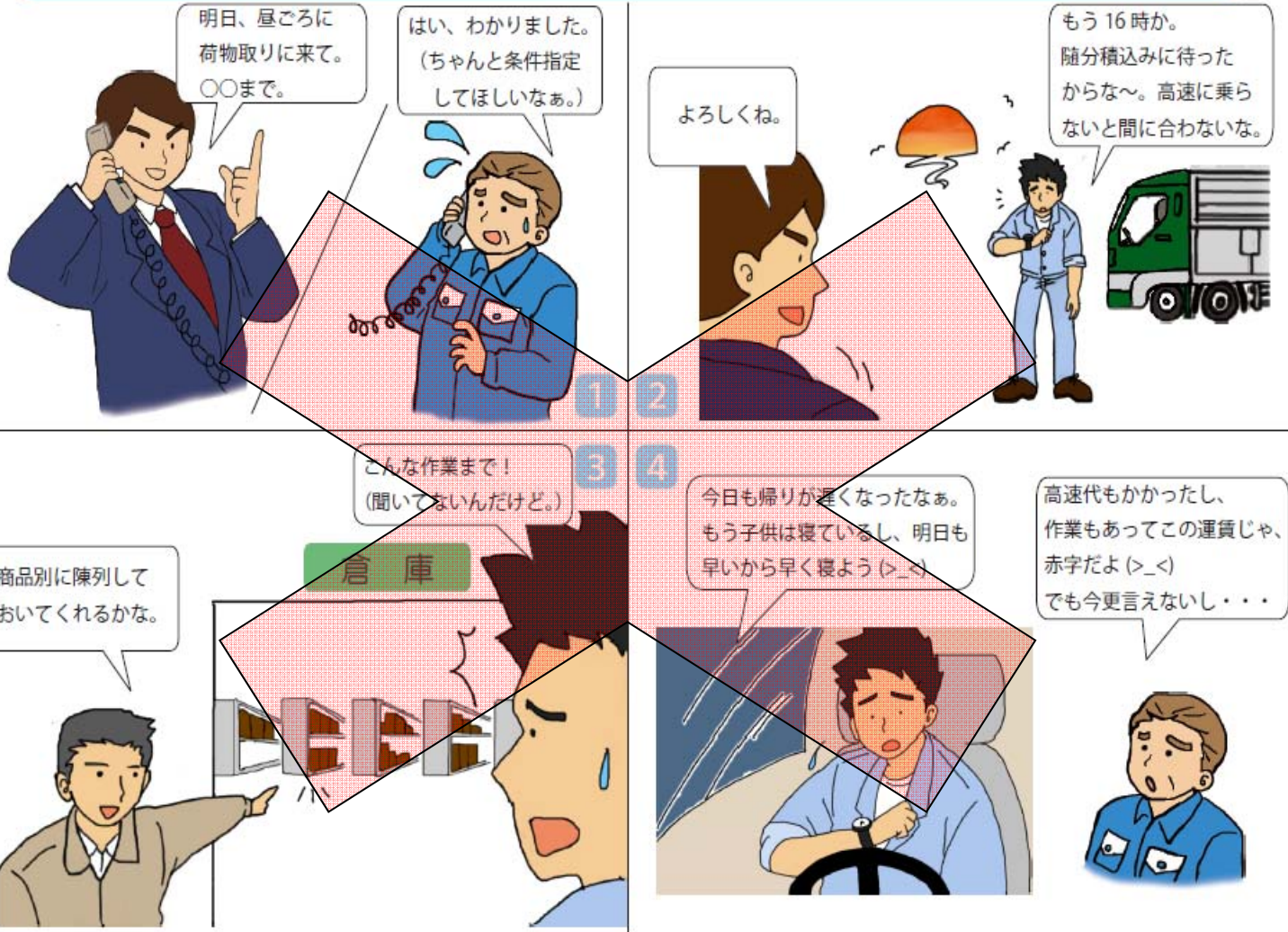
- | | |
|---|---------|
| 1 | 十分な意思疎通 |
| 2 | 運送状の提供 |
| 3 | 安全運行支援 |

適正運賃・料金收受



安全と適正取引のために！！

～今まではこんなこともあった～



本件に関する相談窓口

- 国土交通省自動車局貨物課
- 所管運輸局自動車交通部貨物課
- 所管運輸支局
- (公社)全日本トラック協会
- 都道府県トラック協会

※今年の夏には関係のセミナーやモデル事業などが予定されています。

※そのほか「燃料サーチャージ制導入」及び「適正取引の推進」に係るご相談についても受付けております。

Q & A

Q. 書面化を、今進めることでどのような効果が期待されるのか。

A. 安全運行障害、荷待ち時間の発生を回避するとともに、運送や附帯業務に伴う適正な代価の收受について効果が期待されます。

また、消費税の転嫁や燃料サーチャージの導入についても効果が期待されます。

Q. 荷主等に運送状を確実に発出してもらえるか。

A. 荷主等からの書面（運送状）の発出については、これを確実にするように標準貨物自動車運送約款における荷主等の義務とするとともに、通達や要請によりこれを徹底していきます。

Q. 運賃・料金の適正収受に効果があるのか。

A. 約款等において、荷主等からの運送状に運賃・料金を記載することとします。また、運賃や附帯料金等の位置付けを明確にする等により、適正収受への効果が期待されます。

Q. 書面化の実施には準備等の時間が必要となるが、施行はいつか。

A. 年度内の施行を予定しています。トラック事業者の準備を支援していくべく国及びトラック協会によるセミナー等を夏に予定していますので活用して下さい。

Q. 運送引受書を交付しなかった場合は処分されるのか。

A. 施行をもって直ちに処分基準を策定するのではなく、当分の間は全てのトラック事業者が「書面をだすこと」を定着させるための期間と考えており、この間もガイドラインや事例を用いて書面化を推進することとしています。

Q. ガイドライン掲載の基本様式は標準様式なのか。

A. ガイドラインの様式は、どのような事業者においても共通に使用できるものですので予めメール等に入力しておくとう便利です。なお、必要記載事項が網羅されていれば標準様式以外のものであっても問題ありません。

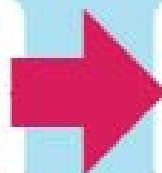
トラック事業における

荷主との間の安全運行パートナーシップ 及び荷主勧告制度について

荷主・元請・利用運送事業者とトラック事業者の間に、
「安全運行パートナーシップ」の確立が必要

トラック事業者は、契約交渉において荷主に対して、総じて弱い立場にあることから、荷主の要望に応えることを優先するあまり、結果として、輸送の安全が犠牲にされるおそれがあります。

トラック事業者に安全確保の
第一義的責任があるものの、
安全確保には荷主の理解と
協力が不可欠



社会的な要請

- 安全運行の確保
- 交通事故の削減
- 輸送品質の向上

荷主に求められていること



十分な意思疎通

運送状の提供

安全運行支援



(例)

- トラック事業者に対して安全運行が確保できないような運行依頼を行わない。
- 積込みが時間どおり実施されない場合、荷主は到着時間の再設定を行う。
- 貨物車両が敷地内待機できる措置を講ずる。

荷主勧告制度とは

貨物自動車運送事業法において規定されているものであり、トラック事業者が違反を起こした場合に、当該違反が、荷主の指示や主として荷主の行為に起因して行われた場合には、荷主に対し勧告するとともに、これを公表する制度です（詳細は裏面を参照）。

このような荷主の行為は荷主勧告の対象となります！

1 荷主がトラック事業者に違反を指示



2 荷主が優越的地位等を利用し、トラック事業者に対し以下のような無理な行為を依頼等

